地域資源循環レジームの統治

―コモンズ論の見地からの検討―

小川繁幸*·黒灌秀久**

(平成 21 年 11 月 18 日受付/平成 22 年 3 月 12 日受理)

要約:本研究は、「持続可能な社会」構築の鍵とされてきた社会関係論に関する一試論であり、互酬的な関係("共同体の原理")をベースとした地域資源循環レジームの成立条件をコモンズ論の見地から解明することを目的としている。現在、わが国では、各地で行政・企業・市民等の相互連携による地域資源循環システムの構築に力が注がれているが、先行研究において、その成立条件として指摘されているのはアクター間の合意形成である。この点においては、慣習・慣例、コミュニティといったインフォーマルな部分の分析が欠かせず、地域資源循環レジームの統治に関しては、"共同体の原理"がキーワードとなる。そこで本研究においては、アクター間の合意形成過程における"共同体の原理"に着目し、コモンズ論の見地から地域資源循環レジームの統治について検討した。

キーワード:持続可能な社会、資源循環、廃棄物処理、コモンズ

1. はじめに

資本主義システムが世界的なメイン・システムとして基調をなす今日においては、①景気循環の不可避化、②人間性の解体(家族、共同体、民族などにおける互酬の原理の解体)や自然(エコシステム)の破壊が生じており、これは柄谷(2006)が指摘するように、"資本の限界性"として捉えられる。この"資本の限界性"は、「人間と自然との関係」と「人間と人間との関係」が歪むことで生じるため、当然、"資本の限界性"として生じる環境問題については、人間と自然の関係、人間と人間との関係、すなわち"人間と自然との間の物質代謝"の視点からの分析が欠かせない。

また、環境問題の要因たる過剰な資源の搾取と廃棄物の 排出については、これまで「持続可能な開発・発展」(sustainable development) や「持続可能な社会」(sustainable society) との関係で積極的に議論が展開されてきてい るが、そこにおいて重要となるのは、資源及び廃棄物の管 理のあり方であり、特に本質的に資本主義システムから外 部化される廃棄物については、独自の管理形態の形成が求 められる。なお、この点を検討していく上では、法、国際 条約、行動規範、慣習・慣行など、「人間の行動を規定する 枠組み |= レジームからの分析が重要となる1)。そこで、本 研究では、わが国の廃棄物処理の現状及びそれに関わる廃 棄物処理研究を"人間と自然との間の物質代謝"の視点か ら検討する過程において、廃棄物の管理のあり方として、 地域のコミュニティによる自発的な管理に着目し、"環境 と経済の調和型発展モデル"として取り上げられる宮崎県 綾町の"綾モデル"を事例としながら、互酬的な関係をベー

スとした地域資源循環レジームの統治について分析した。

2. わが国の廃棄物処理がかかえる基本課題

わが国ではリサイクルを基盤として循環型社会の構築に 力が入れられており、容器包装リサイクル法(以下、容リ法 と省略)が制定されて以降、消費者に「分別排出」、自治体 に「分別収集」、事業者に「リサイクル」の責任が課せられ、 リサイクルの推進が図られている。これにより資源循環量 は向上し、総物質投入量も減少傾向にあるものの(図1)、 その一方で、① 一般廃棄物排出量の高止まり、② リサイク ルに関する社会的コストの増加(特に自治体の負担増),③ リサイクルの義務の一端を果たさない消費者・事業者の存 在、④集荷した資源物の海外流出、の4つの課題が生じて おり、これらが今日の資源循環レジームの限界性として見 てとれる。このような現状を受けて、2006年に容り法は改 正され、① 3R (廃棄物の減量 (reduce)・再使用 (reuse)・ 再生利用 (recycle)] の推進、② リサイクルに要する社会 的コストの効率化(事業者から自治体への分別収集費の拠 出)、③国、自治体、事業者、消費者等の連携、が見直され ることとなったが、そこにおいては資源循環レジームの統 治に関する議論が十分に展開されておらず、わが国の資源 循環レジームは、依然として市場システムや行政の一方的 な政治的統治が基調となっている。

さて、この廃棄物について検討していくにあたり、キーワードとなるのは"人間と自然との間の物質代謝"の問題である。廃棄物処理をめぐる"人間と自然との間の物質代謝"については、これまで岩佐茂や植田和弘、吉田文和などによって、積極的に展開されてきたところであるが、特に植

^{*} 東京農業大学大学院生物産業学研究科生物産業学専攻

^{**} 東京農業大学生物産業学部産業経営学科

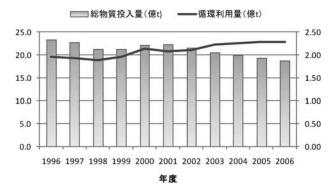


図 1 わが国における総物質投入量と循環利用量の推移 出所:環境省『平成21年度版環境統計集』より作成

田(1996)は、自然の生態系循環という尺度から現行の廃 棄物処理システム、さらには、生産や消費の構造を見直す ための理念がリサイクル社会であるとし、リサイクル社会 から現代の廃棄物処理をみるとき、改めて人間社会は廃棄 物処理の原点(自然への還元)に立ち返り、"人間と自然と の間の物質代謝"の攪乱を回復しなければならない。 と指 摘する。これは、循環型社会においても共通する概念であ り、これまで、①廃棄物によって生じる社会的費用及び社 会的損失の評価と発生メカニズムの解明、②社会的費用及 び社会的損失の内部化を図る社会システムの設計とそのシ ステムを支える主体、管理組織、費用負担のあり方につい て議論が展開されてきた廃棄物処理研究においても、"人 間と自然との間の物質代謝"の回復を基底に据えなければ ならないことを示唆している。したがって、廃棄物処理に 関しても、"人間と自然との間の物質代謝"の観点から以下 のようなロジックが展開されることとなる。

そもそも人間は、生命の維持を"労働過程における物質 代謝(自然-人間間の物質代謝)"を媒介して行うが、自然 を搾取する資本主義システムのもとでは、"労働過程にお ける物質代謝"は攪乱する。また、大地(地球)から"搾 取"した自然物は、「社会的質料転換(gesellschaftlicher Stoffwechsel)」を経て、最終的に消費され廃棄物となる。 その廃棄物は"大地(地球)のエコ・システム(人間-自然 間の物質代謝)"を経て、再び大地に同化されるわけだが、 資本主義システムのもとでは自然の"搾取"と大量の廃棄 物によって、自然-人間間、人間-自然間それぞれの物質代 謝が攪乱され、環境問題が生ずる。すなわち、"人間と自然 との間の物質代謝"の攪乱は、資源や廃棄物循環過程にお ける偏倚をもたらし、資源枯渇や環境汚染を生じさせる。 そのため、環境問題を改善するためには、"人間と自然との 間の物質代謝"を念頭において、自然からの"搾取"と廃 棄物の排出を抑制しなければならない。ゆえに、今後展開 されるべき資源循環レジームは、経済の動脈部分(生産-流 通-消費) から経済の静脈部分(廃棄物の回収・収集-分別-リサイクル・中間処理-最終処分) まで一貫して、自然から の"搾取"と廃棄物の排出を抑制するための仕組みを検討 しなければならないが、今日議論されている資源循環レ ジームの多くは、廃棄物処理のみが重要視されて、廃棄物 の排出抑制そのものについては、あまり検討されていない。ここに経済の静脈部分(廃棄物処理としてのリサイクル= "狭義のリサイクル")のみに力点がおかれ形成されてきた今日の資源循環レジームの限界性がある。

また、廃棄物の再資源化を推進するにしても、質的な劣化が生じている再生資源は、天然資源に比べ需要が少ないため、市場システムによってリサイクルを推進していくことには限界がある。加えて、自治体のコスト負担によってようやく稼働しているリサイクルの現状からしても、廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進を可能とする資源循環レジームを形成するためには、市場システムを軸とする廃棄物処理政策とは異なる統治のあり方が求められる。

3. 資源循環レジームにおけるコモンズ論の意義

さて、資源循環レジームにおいては経済の動脈部分と静 脈部分の接合が重要となるのだが、これを検討していくに あたり着目したいのが、コモンズ論である。このコモンズ については、エントロピー学派と呼ばれる玉野井芳郎・室 田武・中村尚司・多辺田政弘らをはじめ、社会的共通資本 の視点からコモンズ論を展開した宇沢弘文、そしてこれら の論者のコモンズ概念を踏まえながら、新たなコモンズの 適用として"協治 (collaborative governance)" を提示す る井上真などが積極的に研究を展開している。 これらの研 究者は、コモンズが維持してきた物質循環やエネルギー循 環に着目しながら、資源管理レジームとしてコモンズに着 目する。それは、かつて農山村において、地域住民が自ら の暮らしを守るための共同利用を行う組織体、いわゆるコ モンズによって持続的な地域資源の管理と利用が展開され ていたためであり、この点からコモンズは"人間と自然と の間の物質代謝"が実現されていた社会システムとして評 価されている。そのため、コモンズ研究者の多くは、従来 のコモンズから何らかのヒントを得ながら現代的な"人間 と自然との間の物質代謝"の実現を図るべく、コモンズの 現代的な適用を試みている。もちろん、これまでのコモン ズ研究は、資源の持続的維持・利用のための管理制度とし て、生産過程や生活過程の範疇の中でしか展開されてこな かったわけであるが、"人間と自然との間の物質代謝"の実 現を図るのであれば、コモンズ研究の対象は、生産過程や 生活過程といった経済の動脈部分を越えて、静脈部分まで 含める必要がある。さらに、廃棄物処理の原点に立ち返り、 廃棄物の資源化を図りながら資源循環システムの構築を模 索している今日の資源循環レジームの現状からすれば、こ れまでのコモンズ概念を超えて、経済の静脈部分において もコモンズ概念の適用を試みなければならない。そうし た、経済の動脈部分から静脈部分まで踏まえた資源循環レ ジームにおけるコモンズ論のロジックとしては、下記のよ うな展開が想定される。

これまでの歴史的展開過程において、法概念上、自然や生物多様性は国や個人の所有物となったが、本来的には自然=土地は全人類、延いては全地球に存在する生物総体の共有物(commons)としての位置線上にあるべきものである。そのため、地球を利用する全人類には、本来的な地球

を持続させるために、"人間と自然の間の物質代謝"が攪乱 しないよう、自然=資源の搾取と廃棄物の排出の抑制が求 められる。すなわち、人間と自然との関係は倫理によって 条件づけられるわけで、これはロデリック・F・ナッシュ の「自然の権利」や持続的な資源管理において"全人類的 土地所有"を説いた保志恂のロジックに通ずる。なお、物 質循環やエネルギー循環の視点からすれば、資源循環レ ジームは小規模の都市農村複合体という"地域"において 形成されるべきで、その管理形態は、"人間と自然との間の 物質代謝"を攪乱してきた市場システムやその市場システ ムを軸とする制度的な廃棄物処理政策ではなく、「地域の コミュニティによる共通資源の自発的な管理」、すなわち "共同体の原理"が貫徹する互酬的な統治でなければなら ない。よってそこにおいて形成される資源循環レジーム は、"グローカル"な地域資源循環レジームである。そして、 コモンズによる統治の下では、市場システムや行政のガバ ナンスにおいて欠如してきた自然=資源の搾取と廃棄物の 排出を抑制する機能が、相互扶助的な社会サービスによっ てもたらされる。では、このような地域資源循環レジーム が形成されるための成立条件とは何なのか。次いで、宮崎 県綾町の"綾モデル"を事例に、地域資源循環レジームの 成立条件について検討する。

4. "綾モデル"の成立条件

(1) "綾モデル"の成立条件に関する先行研究

かねてから農山村における"環境と経済の調和型発展モデル"として取り上げられてきた宮崎県綾町であるが、"綾モデル"といわれる"自然生態系農業"の推進に関わる取組みの分析については、これまでの先行研究は大きく2つの点からアプローチを試みている。

第1が、有機農業・環境保全型農業の成立条件に関するアプローチである。例えば、有機農業を軸とした「地域ぐるみによる農業活性化事業」に着目し、その成立条件を明らかにした小川(1997)や有機農業の産地形成過程に着目し、産地形成の推進に対する農家の受容形態の差異を明らかにした河本(2005)、環境保全型農業における多様な担い手の形成と認証基準及び販売ルートとの関連について明らかにした松元ら(2002)などがあげられる。第2が、資源循環システムの成立条件に関するアプローチであり、寺内(1999)、西俣(2002)などがあげられる。これら"綾モデル"の成立条件に対する2つのアプローチは、それぞれ分析方法は異なるものの、その本質には共通の課題が存在する。まず、第1の有機農業・環境保全型農業の成立条件に関するアプローチについて見ていこう。

小川は有機農業を軸とした「地域ぐるみによる農業活性 化事業」の成立条件として、① 有機農業の推進体制づく り、② 有機農業生産者の育成・指導体制の整備、③ 地域ぐ るみの農業体験活動の展開、④ 有機農産物の流通システム の整備、⑤ 有機農業に関する消費者モニター制度とその活 用、を指摘する。

① 有機農業の推進体制づくりについては、持続的な農業を目指すためには、有機農業を推進する必要があるとし、

「生産者の努力もさることながら、技術指導や販売拡大等の面で、町や農協等の行政および地域全体の組織の役割が大きな意味を持ってくる」²⁾ と指摘する。そもそも小川のいう「地域ぐるみによる農業活性化事業」とは、「生産者だけでなく、消費者をも対象にした農業の活性化の施策」³⁾ を指し、地域全体の組織の役割としては、行政や農協のほかにも、消費者の役割も求められていることが示唆される。

また、② 有機農業生産者の育成・指導体制の整備、及び ③ 地域ぐるみの農業体験活動の展開については、生産者の みならず消費者も含めた地域住民への農業教育の必要性を 指摘する。

さらに、④ 有機農産物の流通システムの整備においては、流通業者及び消費者の協力を課題として掲げ、⑤ 有機 農業に関する消費者モニター制度とその活用については、 消費者教育の機会の提供を提起する。以上の点からすれば、小川の提起する有機農業を軸とした「地域ぐるみによる農業活性化事業」の成立条件には、農家、JA、行政といった主要なアクターのみならず、地域内外の消費者がサポーターとして参画することの重要性をも指摘している。

他方、河本は産地を「多様なアクターによって構成される地域社会」⁴⁾ と捉え、産地内の重要なアクターである農家の受容形態の把握及び農業構造・農家経営との関係性を検討し、有機農業に取り組む農家の受容形態には、① 在来農家と移住農家とのギャップ(在来農家への不信感によるフロンティア精神の欠如)、② 在来農家間における地域差、

③ 農業規模、といった差異が存在することを明らかにした。また、有機農業を推進する農家の受容形態に見られる差異は、すべての有機農産物産地に存在するとし、強力なリーダーが不在となる可能性があることを指摘する。さらに、「産地が、経験の蓄積を活かしながら自らを持続可能にするためには、産地内諸アクターが対等に議論できる場を意図的・継続的に設けると同時に、産地として共有できるこだわりを何か見出し、諸アクターがそれぞれの立場からその方向性に沿った取り組みを続けていく必要があろう」。と指摘する。

特に、綾町については、地域全体に食農教育の機能を持たせることで、有機農業に対する農家の取組みの徹底や意識転換、各種アクターの対話の増加が期待され、またこの機能を外部に発揮することで、有機農産物産地としての対外的魅力の維持・増進、一般の観光者・消費者の食や農に関する意識改革、有機農産物の売上増加が期待されるという。

以上の河本の指摘は、アクター間のコンセンサスの重要性であり、綾町において食農教育の機能の発揮を、地域内のみならず地域外も含めて検討していることからすれば、有機農業の成立条件として、産地外諸アクターとのコンセンサスの重要性を指摘していることも示唆される。

さらに、松元らは、「地域ぐるみ環境保全型農業」の取組 みにおいては、「小規模な農家から大規模または専業的農 家まで広範な担い手が存在し、また作目も耕種と畜産など 様々なものが併存することになる。このように、多様な担 い手と多様な作目を包摂する地域ぐるみ環境保全型農業で 48 **小川・黒灌**

は、有機などの認証基準や販売ルート、農家へのサポート・システムなど多様性が求められ、そこにバリエーションのある対応が必要になる」©と指摘する。また、農協販売の枠を超えて経営を展開する農家を先進的担い手と位置づけ、「地域ぐるみ環境保全型農業」においては、①担い手に合わせた多様な販売先や販売機会の確保、②担い手の自立性を尊重した販売ルートと技術選択の支援、③多様な有機認証基準(独自認証の推進)の設置が重要であることを掲げる。松元らは、「地域ぐるみ環境保全型農業」の中でも、先進的担い手をキーパーソンと位置づけ、先進的担い手の支援を指摘するが、それらを支援するのは、「地域ぐるみ環境保全型農業」のアクターであり、「地域ぐるみ環境保全型農業」のアクターであり、「地域ぐるみ環境保全型農業」においては、アクター間の合意形成が重要である。

以上の小川、河本、松元らの有機農業・環境保全型農業が成立条件として共通するのは、アクター間の合意形成であり、特に小川、河本らの見解からすれば、地域内の消費者及び地域外の関係者(消費者も含め)もアクターとなるような仕組みが重要である。

続いて、第2の資源循環システムの成立条件に関するア プローチについて見ていく。

寺内(1999) は宮崎県綾町の「自然生態系農業」の取組 みに着目し、地域資源循環システムの構築の条件として、 ①システムを牽引する強固な「リーダーシップ」、②シス テムの推進における町民相互の「合意形成」、町民自身の 「参加」、③システムの推進に際しての行政、農協等の「支 援」、④ システムが成立し得る経済的な裏付けである「交 換」活動の実現を掲げ、綾町の地域資源はシステムは、「極 めて労働集約的な地域資源循環システムであり、全ての地 域で応用可能な仕組みであるとは必ずしも言えない」でと しながらも、「農業の有する自然循環機能による農業の持 続的な発展を模索するのに際しては、地域資源循環システ ム構築の条件等において示唆に富んだ取り組みとみなすこ とができる」8)と評価する。ただ、綾町においては、地域資 源循環システムによる農村景観の保全が、流入人口の増加 や非農家と有機農業生産者の混住化をもたらし、「流入居 住者を含めた一層の町民相互間の理解と合意が必要」
っで あることを指摘する。

また、有機系廃棄物循環システムの先進事例である山形県長井市、長野県臼田町、宮崎県綾町の取組みを比較・検討するなかで、資源の利用と農産物の生産という観点から有機系廃棄物の循環システムの成立条件を模索した西保(2002)は、有機系廃棄物循環システムの成立条件として、①外部経済効果(コスト問題)への理解、②食・農・環境の循環の輪が見えやすいこと(取組みのコンセプトの明確化)、③コミュニティ・コミュニケーション・ネットワークの存在、④社会を構成する中核的セクターによる相互協力と推進体制の整備といった内的条件を掲げ、これに資源の減少や最終処分場の確保といった環境問題への関心の高まり、循環型社会構築に向けた法律の整備や行政の協力といった外的促進条件が加わることで、循環システムの形成はより現実的なものになると指摘する。特に、西俣(2005)は循環システムの成立条件として、コミュニティ・コミュ

ニケーション・ネットワークといったソーシャル・キャピタルの重要性を掲げる。

このように、寺内、西俣に共通するのは、地域資源循環システムにおけるアクター間の合意形成の重要性であり、ここに第1のアプローチとの共通課題が存在する。すなわち、従来の研究においては、アプローチがそれぞれ異なるものの、"綾モデル"の成立条件として着目しているのは、どのようにしてアクター間の合意形成がはかられているのかという点である。この点を明らかにするためには、レジーム分析が重要であり、再度、"綾モデル"をレジームに着目しつつ再検討することが必要である。

なお、"綾モデル"のレジームを分析していく上では、松 本 (2006) の見解が重要となる。

松本(2006)は「地域の資源循環システムの成立条件に はその需要に見合うだけの供給体制を整備できるか、また は供給量に見合う需要が地域内にあるのかといった物質収 支の面からの検討が最も基本的な要件」100 となるとし、物 質収支から"綾モデル"を分析した。これにより、綾町及び 農協による有機系廃棄物の再資源化システムが供給する有 機質肥料は、地域内で必要とされる有機質肥料の大きな部 分を占めているものの、窒素換算で算出すると、需要量の 半分程度しか賄えていないことを明らかにし、また、不足 分については「町や農協の再資源化システムで回収されな い畜産農家などから独自調達しているものと考える」いと 推察する。すなわち、綾町の有機系廃棄物の再資源化シス テムは、行政などによるフォーマルな部分だけでなく、 個々の有機農業農家と畜産農家というインフォーマルな関 係によって支えられているわけで、この点から松本は「地 域内に多くの余剰有機物をもつ綾町においては、これまで にも多様な再資源化システムによりフォーマルな供給体制 を整備してきている」12)と評価しつつも、町の財政規模な どの点から「有機農業の維持やさらなる推進を考えるなら ば、地域で発生する有機性廃棄物を有効活用しながら、行 政に依存しないシステムを構築することが今後の課題とな る |¹³⁾ とする。

以上の松本の見解は、"綾モデル"のレジームを分析する 上で非常に重要な点である。多様な再資源化システムによ リフォーマルな供給体制を整備してきた綾町であっても、 需要の半分程度をインフォーマルな部分で補っている現状 からすれば、綾町の地域資源循環レジーム、とくに廃棄物 処理にかかる過程においては、行政の政策的な統治ではな く、地域のコミュニティによる自発的な管理によって展開 されているといわざるを得ないからである。ゆえに、"綾モ デル"は、コモンズによる統治が展開する資源循環レジー ムとして評価しうる可能性を秘めている。なお、"綾モデル" が、コモンズによる資源循環レジームであるためには、経 済の動脈部分から静脈部分までを分析することが必要であ る。これまでの先行研究においては、"綾モデル"を地域資 源循環システムと評価しながらも、その分析対象は生ゴミ や家畜排泄物といった有機性廃棄物のみであった。本来、 資源循環の立場から分析するのであれば、分析対象は廃ビ ニールなどの農業資材をはじめ、地域から生じる廃棄物す

べてを対象としなければならない。

以上の点を踏まえつつ、続いて "綾モデル" をコモンズ論 から再検討していく。

(2) コモンズ論からみた"綾モデル"の位置付け

宮崎県のほぼ中央に位置し、宮崎市の西北23kmに位置する綾町は、この地の利を活かし、宮崎市市民との交流を積極的に実施するなかで"綾モデル"を構築し、他の一般的な中山間地域とは異なる展開を遂げてきた。

a) "綾モデル"の起源一「一坪菜園運動 | と 「青空市場 | 一 さて、"綾モデル"形成過程についてだが、その起源は、 町民の健康改善を目的とし1973年に実施された「一坪菜 園運動」に遡る。当時、綾町民は極端に野菜の摂取量が不 足しており、食生活の乱れによる健康の悪化が懸念されて いた。そこで町は、町民の健康づくりにむけて、家庭菜園 による自給自足の運動「一坪菜園運動」を提唱した。なお、 この「一坪菜園運動」の推進にむけて、町は各戸に人参、 ほうれん草、たまねぎの種子を無料配布するとともに、町 内の22の自治公民館を班の単位として競わせる「家庭菜 **園コンクール」を実施した。コンクール自体は町民の自主** 性を重んじるものであり、そのことが町民の地域農業への 関心を高める契機となったと推察される。その後、「一坪菜 園運動」の活発化にともなって生じ始めた余剰農産物の対 応策として1976年に実施されたのが、「青空市場」である。 もともと、町民の健康改善を目的に実施されたことや「家 庭菜園コンクール」の審査基準に「有機栽培か否か」と いった項目があったため、商品として扱われるのは有機農 産物であった。そして、1978年から開始された有機農産物 を主体とした北九州生協との産直販売, 1980年の宮崎市民 への移動販売, 1983 年の北九州共生社生協連合 (現グリー ンコープ連合)との産直の開始によって、綾町の有機農業 への取組みは一気に加速する。

なお、綾町では、有機農産物の販路を拡大する必要性から、一般消費者への有機農業に対する啓発運動も積極的に展開する。1982年に生産者と消費者の相互理解を目的に実施された「有機農産物直販消費者交流会」や1983年より主に宮崎市の消費者を対象に実施されている「錦原体験農園」があげられ、「錦原体験農園」については、現在でも町外の消費者を対象に、1区画33 m²、77区画の畑において、「土からの文化を考える会」への委託によって事業が展開されている(表1)。

また、綾町では食の安全運動が広く消費者に浸透し、有機農産物の消費拡大がはかられることを目指して、近郊地域の消費者を対象に、毎年「綾有機農業まつり」を開催している。

b) "綾モデル"の推進体制の整備一「有機農業推進会 議」と「有機農業実践振興会」—

1980 年代後半からは、"綾モデル"の推進基盤体制が整備されていく。1985 年には有機野菜の価格補償基金制度が設けられ、1988 年には農地検査基準(土づくり)と栽培管理基準(農薬・化学肥料の使用制限)によって綾町独自の環境認証制度である「自然生態系農業の推進に関する条例」

表 1 「土からの文化を考える会」の農園の現状 (2009 年 8 月 17 日現在)

区画数	75区画(1区あたり約33㎡:4.2m×8.0m)
	75区画/75区画中
現在の契約区画数	ただし、1人で複数の区画を借りることは(空き状況をみて)可能 ※ 契約希望者については、空き状況を見て貸し出しを行っている(空きがない場合は順番 待ち、予約制)
契約料	1区画毎3,000円(年間契約)
X#3#1	※ いつ契約しても年間契約とする
	全体 38名(平成21年8月現在)
契約者の内訳	」 町内者 14名
	L 町外者 24名(宮崎市23名、清武町1名)
その他	▶・堆肥、農園管理費(草刈、残渣処理)については、農園賃借料(会費)を
CONE	充てている
	・堆肥は町の堆肥工場で生産されたもの
その他	・農園の土地については、町内から賃借
	・「土からの文化を考える会」の農園の会計年度は9月から8月。終わり
	の1ヶ月(8月中)を契約更新期間とする

出所: 綾町役場提供資料より作成

を制定するとともに、有機農業のサポート役として「有機 農業開発センター」が設置される。そして、1989年には"綾 モデル"の母体となる「有機農業推進協議会」と「有機農業 実践振興協議会」が設置された。町、議会、農協、農業委 員会、土地改良区、公民館、生産者、消費者等の代表によっ て構成される「有機農業推進協議会」は推進計画の策定や 基本事項の決定を担い、各自治公民館の生産者からなる 「実践支部」(集落実践組織全19支部)と農協の「生産組織」 によって構成される「有機農業実践振興会」は、その推進 内容を実践する。なお、19の「実践支部」と各種の「生産 組織」には、それぞれ有機農業推進員が配置され、有機農 業推進の基盤が整えられている。

さらに、綾町では、有機農産物の流通促進にむけて、宮崎市に有機農産物のアンテナショップとして1985年に「『水の郷』綾直売所センター」を設置し、1989年には、商工振興会管理のもと、「綾手づくりほんものセンター」が設置された。その後も、1989年の宮崎市大塚台ふれあい朝市や東京太田市場への有機野菜の出荷、1997年の京都生協との産直協定締結、1997年の東京都との流通協定締結など、有機農産物の販路の拡充にはかなり重点的に力が入れられている。

c) 資源化システムの整備

"綾モデル"を検討していくにあたり欠かすことができないのが、有機系廃棄物の資源化にむけた取組みである。有機質肥料の確保にむけて、まず、最初に実施したのが、人糞尿の液肥化である。それまで「し尿処理組合」によって処理された後、投棄されるだけであったし尿は、「自給肥料供給施設」(1978年)の設置を契機に、液肥化されていく。なお、「自給肥料供給施設」では3,000½前後の液肥が生産されていたが(表2)、松本(2006)によれば、「地域資源循環活用施設」(1996年)に更新されてからは、町内のくみ取りが可能なし尿はすべて液肥化され、約4,000k½/年の液肥が生産されている。

続いて、実施されたのが、家畜糞尿の堆肥化である。家畜排泄物による汚染防止と堆肥の安定供給を目的して「家畜糞尿処理施設」(1981年)が設置された。その運営はJAに任され、町内で生じる大型畜産農家の家畜排泄物のすべてがこの「家畜糞尿処理施設」と町の堆肥センターによっ

て処理されている。そして綾町の資源循環システムを全国に知らしめるきっかけとなったのが、1987年に設置された「生活雑廃コンポスト製造装置」の設置である。町の中心部の家庭生ゴミとともに事業系生ゴミと畜糞を混合して生産されたコンポスト堆肥は、年間約500t処理され(表3)、200円/10kg(3,000円/t)で販売されている。ただ、聞き取り調査によると、生産されたコンポスト堆肥の約97%は公園等に利用され、残りの3%も家庭農園や市民農園での利用にとどまり、農家の多くはJAが生産する堆肥を購入している。そのほかにも、綾町では土づくりの意識を持たせるために $1983\sim1985$ 年にかけて土壌調査事業を実施し、 $1984\sim1989$ 年においては堆肥のコンクールである「堆肥増産共進会」を開催している。このような有機系廃棄物の資源化にむけた取組みは、綾町の廃棄物処理にも大きな影響をもたらしている。

現在、綾町では12 品目の廃棄物が、パッカー車2台、平ボディ車1台、ダンプ1台の計4台の直営車によって回収・集荷されており、廃棄物そのものは減少傾向にある(図2)。処理方法は主に「燃やせるごみ」と資源物(古紙・古布を除く)で、広域処理施設である「エコクリーンみやざき」へ搬入され、「燃やせるごみ」は焼却処分され、資源

表 2 綾町における液肥の生産量の推移

項目	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年
液肥(Q)	3,016	2,894	2,650	2800	3,365	3,509	3,600	3,765

出所: 綾町役場聞き取り調査より作成

表 3 綾町における生ゴミコンポスト処理量の推移

I	年別	2005年	2006年	2007年	2008年
生	ゴミコンポスト(t)	540	490	510	450

出所:綾町役場聞き取り調査より作成

表 4 **綾町における最終処分場埋立量の推移(埋立容量**15,000 m³)

							(単位: m)
年度 事業名	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
不燃ごみ				71	59	30	26
焼却灰	590	575	406				
覆土量	L	L	L			34	L
合計	590	575	406	71	59	64	26
残余量	14,410	13,835	13,429	13,358	13,299	13,235	13,209

出所: 綾町役場提供資料より作成

表 5 綾町における事業ごとの処理経費の推移

										()	単位:千円)
年度 事業名	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
エコクリーンブラザみやざき運営管理	0	0	0	0	0	0	0	9,488	18,535	22,332	22,332
一般廃棄物最終処分場管理事業	0	0	0	2,890	7,445	5,276	6,282	14,482	11,146	10,156	10,419
クリーンセンター施設管理費	31,294	39,172	34,988	40,017	30,312	29,363	35,577	18,598	0	0	0
生ゴミ収集管理費	3,153	3,360	3,204	4,774	2,987	3,149	3,135	6,028	5,404	5,484	5,926
燃えるごみ収集管理費	4,010	3,713	4,120	9,144	3,972	3,101	3,059	3,485	3,308	5,829	6,975
資源ごみ収集管理費	1,148	406	8,853	9,776	11,460	11,355	10,507	7,749	11,529	8,992	8,602
危険物拾場管理施設管理費	1,630	1,802	6,276	3,174	0	0	0	0	0	0	0
堆肥工場管理費	5,731	6,209	6,633	5,824	7,543	8,081	5,740	5,790	7,736	8,093	11,346
승하	46.966	54.662	64.074	75.599	63.719	60.325	64.300	65.620	57.658	60.886	65,600

出所: 綾町役場提供資料より作成

物は(財)日本容器包装リサイクル協会を通じてそれぞれの専門業者へ引き取られている。なお、「燃やせないごみ」は、「エコクリーンみやざき」に搬入された後、解体され、その際出る残渣は「綾町一般廃棄物最終処分場」に搬入される。これにともない、「綾町一般廃棄物最終処分場」での埋立処分量も大きく減少した(表 4)。処理経費については、全体的にそれほど変化はないものの、生ゴミ収集管理費は 2005 年から増大している(表 5)。これは石油の高騰による影響が大きいと思われるが、従来までのポリバケツによる収集方法の見直しが迫られているといえよう。

このような処理状況にある綾町の廃棄物処理は、近隣市町村と比べてみも水準の高いものである。綾町では容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施する際、22 の自治公民館を回り、分別方法などを説明・指導するとともに「ごみ分別アドバイザー」を設置してきた。これは各自治公民館からアドバイザーを選任してもらい、地域の高齢者などが分別に困った際に分別方法をアドバイスする事業で、2006 年から 2008 年の3 年間実施された。

また、聞き取り調査によると、ペットボトルの分別については、ラベルをはがさなくても収集可能であるのに、多くの町民はラベルをはがして排出しているという。そのほかにも「綾町水を守る会」がペットボトルのキャップを集めてワクチンに変える運動を展開するなど、町民の環境意識は非常に高いものであるといえよう。なお、綾町の廃棄物処理に対する意識は、農業分野においても見られ、綾町内で生じる廃ビニールはすべて、生産者代表、JA、役場で構成される「綾町農業用廃プラスチック適正処理対応推進協議会」にて管理され、すべての廃プラスチックが消しゴム等にリサイクルされている(表6、表7)。

d) "綾モデル"の推進の成果

続いて、これまで展開されてきた"綾モデル"が綾町の農 業構造に与えてきた影響について確認したい。

「青空市場」が開設された、1976 年から 2008 年までの農業生産額の推移を見てみると、1976 年の 21 億 2,285.5 万円から増加し、1990 年の 46 億 4,626.9 万円をピークに減少はしているものの、近年はまた増加傾向にある(表 8)。中でも、近年の生産額のなかで最も大きな割合を占めているのが「きゅうり」で、2008 年の総生産額の 33.3% を占め、

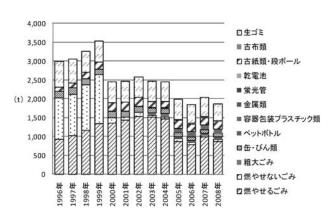


図 2 綾町におけるゴミ回収量の推移 出所:綾町役場提供資料より作成

1976 年の生産額の 6 倍の額となる。これに次いで高い割合を占めるのが、「豚」と「牛」であり、これら 2 つを合わせた生産額は、野菜の総生産額よりも多くなる。なお、「豚」及び「牛」の飼育頭数や生産量を見てみると、飼育頭数において、「豚」は 1,192 頭(1985 年)から 1,753 頭(2008年)、「牛」も 775 頭(1976 年)から 1,120 頭(2008年)と増加し、生産量においても「豚」は 7,184 頭(1976 年)から 3 万 0,150 頭(2008 年)、「牛」も 497 頭(1980 年)から 1,157 頭(2008 年)へと著増している。有機質堆肥による土づく

表 6 綾町の廃プラスチック収集の対策状況

推進体制	綾町農業用廃プラスチック適正処理対応推進協議会(生産者代表、 JA、役場で構成)を中心とし、料金扱い、マニフェスト発行、再生産事 業者との契約等は協議会にて実施。運営費は県協議会と町からの 運補助金にて実施。
収集品目	ビニール ポリ 特別品目(農業ボトル、ブルーシート、コンテナ、育苗箱、バイブなど) ※ 農薬ビン、ハウスの骨材は対象外
処理単価	ビニール 6.3円/kg ポリ 24.15円/kg 特別品目 52.5円/kg

出所: 綾町役場提供資料より作成

表 7 綾町における廃プラスチック収集量の推移

年別 項目	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
ビニール(kg)	71,948	75,117	58,470	55,493	58,624
ポリ(kg)	38,681	35,239	41,652	48,250	50,818
特別品目(kg)	4,850	4,770	4,294	7,493	4,978
合計(kg)	115,479	115,126	104,416	111,236	114,420

出所: 綾町役場提供資料より作成

りを原則とする綾町にとっては、有機質肥料のもととなる 家畜糞尿の確保は重要である。

有機農業の進捗状況 (表 9) を見てみてみると、登録農地面積は 93.8 ha (1990 年) から 287.4 ha (2008 年) と大幅に増加しており、松本 (2006) が指摘するように、綾町の有機農業は個々の有機農業農家と畜産農家というインフォーマルな関係によって支えられているといえよう。なお、登録農地面積が増加しているのに対し、登録農家数については多少増減が見られるものの 400 人前後を推移していることが作家される。さらに、農業生産額の推移からも推察することができるように、活動補助額が減額傾向にあるのは、綾町においてある程度有機農業が定着したためである。

e) 自治公民館による環境リテラシシーの創出

"自然生態系農業"を推進していくにあたり、地域住民の相互理解を図るうえで重要な役割を担ってきたのが自治公民館である。綾町の自治公民館の起源は、1948 年 4 月の四枝公民館の建設からはじまる。戦後、民主青年団が結成され、その活動が盛んになると、集会や学習の場の必要性が生じた。そのことから青年団が主体となって、公民館が建設される。その後、1951 年 9 月には、綾町の立て直しを目指して地域公民館の設置促進運動が展開され、各公民館が建設されていく。また、当初、綾町においては行政の末端機関として区長制が展開されていたが、公民館が根付いていくにつれて、1961 年 1 月には公民館長が区長を兼任していくことになる。その後、住民自治の立場に立って、地域振興と住民の福祉向上に専念するため、1965 年 4 月には、区長制が廃止され、自治公民館長制度に切り替えられる。

表 8 綾町の農業生産額の推移

	項				作付面	穫(ha)、ś	育数(頭	(羽)					生産	量(t)、(罪)、(羽)、	(m)						生産額	(1 円)			
区分	_	年別	1976年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2008年	1976年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2008年	1976年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2008年
	米		3,840	2,480	264	235	266	204	198	179	1,498	9,424	1,064	976	1,290	812	869	819	414,685	278,574	334,257	282,321	355,687	220,052	182,291	208,243
	麦		630	650	18	- 5	3	- 1	2	1	126	1,624	43	13	8	2	3	1	15,498	24,375	7,986	2,725	1,147	270	460	162
_	豆類・そ			160	30	36	24	30	18	23		290	57	607	309	211	206	273		44,442	14,494	65,038	36,972	40,115	46,290	59,540
	뢌		344	2,667	148	113	65	52	43	41	3,348	30,700	2,014	647	878	882	842	812	392,771	359,507	307,160	193,400	281,204	216,184	227,108	236,260
_	たば		67	591	47	- 11	14	15	12	3	175	144	128	29	40	39	36	9	268,350	264,749	237,759	60,108	85,567	80,957	64,229	16,465
		きゅうり	12	243	31	43	41	50	73	73	992	23,104	3,900	5,972	6,916	4,352	5,474	5,296	208,112	426,288	975,210	2,051,000	1,864,690	1,260,819	1,307,874	1,283,520
		171					9	- 1	1	1						101	53	70						25,452	15,900	18,900
	施設	ピーマン				2								71	_							27,600				
		しょうが				2							_	30	- 20		- 12					12,000				
- 8	\vdash	ねぎ	_			8	5		5	. 5				144	54		48	44				36,000	16,210		26,938	23,690
		大根				- 11	11	9	5	6	2			88	285	219	94	194				279,000	26,169	23,586	27,350	44,784
		ゴボウ		-	-		2	4	- 4	5	_		_	400	46	39	42	64					2,421	11,232	20,930	21,616
野田		スイートコーン	-	_	_	11						-	_	120	100	- 00		- 00				19,800	10050	0.000	0.040	4000
野菜		キャベツ	-	-	-	3	3	2	2	2		-	-	114	128	20	52	22				6,840	10,956	2,000	8,840	4,862
	露地	ブロッコリー	-	-	-	5	10	- 2	3	3	-	-	_	40	15 451	217	21	136				7,200	6,000 67,397	3,190	10,164 32,390	10,620
		白菜		-	_		10	8	. 8	. 0	_		_	_	117	217	158	130					10.014	23,339	2,040	23,799
		市瓜	11	64	_	-		U	- +		565	3.050	_		1117.	- 1	8		136,300	78 385			10,014	101	2,464	1,540
		ほうれん草	- 11	04	-		-		11	2	303	3,000			_		99	29		/0,303					13,773	8,649
		レタス							9	0							137	152							23,016	53.504
1 3		その他	28	501	112	18	28	- 11	4	7	285	13.015	2.931	507		256	106	78	72.625	68.610	240.828	49.384	133.174	63.082	48.736	26.039
_3		小計	52	808	143	103	102	86	126	118	1,842	39,169	6.831	7,084	8.012	5,222	6,309	6,120	417,037	573.283	1,216,038	2,488,824	2.137.031	1,413,407	1,540,415	1,521,523
恭召	(まゆ) =	(#12P#34P0	32	257	14	5	.46	25	4		25	193	9	5	1	1	0,000	4,.20	44.359	42,460	17.577	10.267	4,554	2.854	485	1,521,520
		4	775	-	817	923	1,580	1,800	1,504	1,120	-	497	624	835	1,123	1,238	-	-	146,580	193,161	172,381	481,575	519,084	605,145	641,614	654,240
- 5		豚	- "	-	1,192	928	1,680	1,350	1,978	1,753	7,184	14,787	18,723	23,530	26,202	24,938	25,856	30,150	301,398	574,569	667,850	682,370	733,656	656,058	779,999	994,950
畜産		馬				97	18		- 27	7 13				19	10							8,383	10,229			
110000		鶏	-	-	-	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	117,627	214,359	351,759	345,985	216,965	146,456	28,020	24,122
. 2		小計	-	-	- 1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	565,605	982,089	1,191,990	1,518,313	1,479,934	1,407,659	1,449,633	1,673,312
	花	į.					1	15	3	4				n l	906	813	-	- 1	v 1130-250014	· (3/60/2000)	1932/1931/193		62,549	120,851	90,776	127,746
	その	t	-	-	-	-	-					-		-	-		-	-	4,550	20,000	13,200	25,273				
	晨産物	hât l	_	-	-	-		-	- 2			-			- 2	-	-	-	2,122,855	2,589,479	3,340,461	4,646,269	4,444,845	3,502,349	3,601,687	3,843,251

出所: 綾町役場提供資料より作成

項目	支部 年度	上畑	四枝	中堂	揚	宫谷	二反野	古屋	昭和	宮原	神下	中央	麓	北麓	杢道	割付	尾立	竹野	倉輪	久木野	計(19支部)
	1990年度	19	41	12	16	17	8	47	33	47	16	15	15	26	26	19	12	12	19	5	405
登録農家数	1995年度	25	31	20	19	21	12	44	32	53	26	29	19	32	25	24	20	14	18	7	471
豆球辰豕蚁 (戸)	2000年度	21	20	20	18	17	11	36	25	52	26	21	16	32	25	23	19	- 11	15	7	415
(F)	2005年度	21	20	20	18	17	12	30	25	50	27	21	16	27	25	23	18	- 11	15	5	401
	2008年度	18	24	20	18	17	10	30	25	50	26	22	14	27	25	23	19	- 11	13	5	397
	1990年度	5.98	4.83	5.81	4.59	2.49	3.35	11.32	1.78	4.57	3.82	4.46	3.28	8.29	6.82	8.82	8.86	2.27	0.50	1.96	93.80
登録農地面積	1995年度	11.68	15.19	18.73	13.64	10.84	6.17	19.80	9.46	18.03	13.39	13.76	13.34	27.18	16.47	24.95	37.84	8.72	9.41	7.25	295.85
豆球辰吧Щ價 (^2/ (%)	2000年度	10.27	17.20	20.25	15.37	9.36	8.09	19.31	8.06	28.53	13.54	22.22	11.94	31.79	16.81	23.11	35.57	9.16	8.20	5.51	314.29
(9-8)	2005年度	23.61	22.83	12.39	15.78	11.57	15.47	19.32	8.85	23.54	10.56	21.87	6.75	25.77	16.24	31.59	26.90	11.08	10.16	4.32	318.60
	2008年度	14.04	20.15	16.26	12.67	7.47	12.31	20.54	7.70	20.04	12.21	21.88	10.67	20.24	15.54	31.29	24.55	8.82	6.60	4.46	287.44
	1990年度	293	403	300	298	276	193	531	301	380	243	243	256	389	338	514	300	204	339	199	6,000
活動補助額	1995年度	277	332	285	281	285	247	483	341	413	298	311	268	336	311	294	277	259	272	230	5,800
活動補助額 (千円)	2000年度	228	227	219	213	199	173	348	240	387	247	223	199	281	247	230	214	169	191	158	4,393
(TH)	2005年度	119	175	145	94	123	141	204	92	119	97	145	162	166	153	136	210	86	112	89	2,568
	2008年度	86	117	92	89	93	86	131	108	155	100	106	95	110	98	100	115	73	77	69	1,900

表 9 綾町における有機農業の進捗状況

出所: 綾町役場提供資料より作成

これに伴い、町は公民館活動の推進を図るため、振興費と して22の自治公民館に対し補助する一方で、先進地の視察研修や運営指導に努めるなど、自治公民館と行政の役割 を明確に分けた。なお、2008年度の自治公民館に対する町の支援予算は、自治公民館活動補助金1,899.5万円、自治公民館建設補助金150万円、自治公民館生涯学習講座補助金350万円、町公民館生涯学習講座関係補助金733.1万円となっている。

以上の経緯から、自治公民館には住民の自治能力と連帯 感を高め、地域住民の総意によって各種事業は実施され、 諸経費についても地域住民自らが負担し、役員や係も住民 自身によって組織されることとなる。

なお, 自治公民館は22で構成され,各自治公民館には,総務部,産業部,保健体育部,交通部,生涯学習促進員,子ども会指導部を設置,自治公民館長は青少年健全育成会議支部の支部長も兼任している。

また、自治公民館の活動のねらいとしては、主に①住民一人ひとりの教養を高める、②住民の自治能力を伸ばし、民主化を図る、③青少年の健全育成を図る、④明るく健全な家庭づくりを進める、⑤住民の親和を図り、連帯性を高める、⑥時代に応じた生活を築く、⑦産業を伸ばし、生産を高める、⑧住民の健康増進を図る、⑨環境の改善と美化に努める、⑪各種団体の育成に努め、活動を盛んにする、⑪関係機関・団体との連携を図る、⑫生涯学習を深め、農村文化、手作り文化を高める、という12課題が設けられ、特に注目すべき点は、⑦と⑪の点であり、自治公民館が、主幹産業である有機農業の推進とそれに関わるアクターと地域住民間のコンセンサス形成機能を担っている点である。

このように綾町のソーシャル・キャピタルの創出を担う 自治公民館は、有機農業の普及・促進においても重要な役 割を果たしている。それは、「有機農業推進協議会」におけ る「実践支部」が各自治公民館によって構成されている点 からも明らかであるが、聞き取り調査によると、綾町の自 治公民館の活動にほぼすべての農家が参加しており、自治 公民館が有機農業の推進における農家間、農家とJA、農 家と自治体といった、各アクターとの合意形成を担ってい るといえよう。

また、自治公民館では、8月に1週間程度の自治公民館 への登館日を設けており、小中学生を対象に有機農業の取 組みに関する学習会が実施されるなど、食農教育や環境教 育といった地域の環境を次世代に引き継いでいくための環 境リテラシーが形成されている。その効果は、経済の静脈 部分においても発揮され、"自然生態系農業"の推進にあた り、有機系廃棄物の資源化に力を入れてきた綾町において は、廃棄物を"ごみ"としてではなく、土づくりのための"資 源"という意識が農家を中心に町民に共有化されており、 その意識は有機系廃棄物を超えて、他の廃棄物まで広が り、今日の廃棄物の意識に対する高まりに繋がっているこ とが推察される。また、廃棄物処理においても自治公民館 はアクター間の合意形成の機能を担っており、まさに自治 公民館は、綾町の地域資源循環レジームにおいて、イン フォーマル・レジームのフォーマル・レジームへの吸収・ 転換装置であるといえよう。

f) コモンズ論からみた"綾モデル"の位置

このように、本来機能すべき土地の自然生態系を取り戻 すため、長期安定的発展を図るべく構築された"綾モデル" では、経済の動脈過程(有機農業の推進)から静脈過程(廃 棄物の再資源化)に至るまで、自治公民館を主体としなが ら、行政、JA 等でコミュニティを形成し、これにより共通 資源の自発的な管理が展開されている。 もちろん、そこに おいては"共同体の原理"が貫徹している。これは経済の 動脈部分のみにおいて展開されてきた従来の「新たなコモ ンズ概念の適用」の枠を超え、経済の静脈部分まで踏まえ た新たなコモンズ論の展開として見てとれる。また、重要 となるのは、"綾モデル"において展開されてきた"自然生 態系農業"の推進に関わる取組みが、 コモンズ的な管理形 態に位置付けられると同時に、それを宮崎市等の都市部の 消費者や観光客、企業等がサポートする体制が構築されて いる点である。これを論理的に捉えれば、農村の活性化に 向けた①「地域住民の相互連携による"自然生態系農業" の推進=コモンズ的な資源循環レジームの構築」+②「地 域連携による"コモンズ・サポート・ネットワーク"の構築: 地域経済循環の構築→"新しい共同体" | と捉えられ、その

発展方向には、"グローカル"な地域資源循環レジームの構築による"持続可能な社会"の構築がある。この展開方式は一見、"協治(collaborative governance)"と類似するようにみられるが、質を異にするのは、そこにおいて形成される資源循環レジームが、政策による統治ではなく、"共同体の原理"が貫徹する互酬的な統治であり、その対象も、経済の動脈部分から静脈部分にまで至る点である。

- 5. 互酬的な関係をベースとした地域資源 循環レジームの重要性
- (1) 今日におけるコモンズ論の意義

"資本の限界性"が、環境問題や"個人と社会との媒介環の欠落(①人間の個人的な精神的病理構造や協調性の欠落した個人主義の欠陥、②家族の動揺、③地域の動揺、④若年世代の教育的な問題などの諸問題)"といった形で生じている今日におけるコモンズ論の意義について若干補足したい。

資本主義システムを世界のメイン・システムとしてグローバル循環が基調となっている今日においては、アンチ・グローバリズムとしての地域経済循環を、"人間と自然との間の物質代謝"を踏まえたエコロジカル・エコノミーから検討していくことが求められる。この点において、コモンズ論からの検討は重要な分析視角となる。

前述のとおり、資本主義システムは、環境問題のみなら ず"個人と社会との媒介環の欠落"をもたらした。この点 について黒瀧(2007)は、社会的連帯が乏しくなったこと で、人間性の存立基盤である"家族力"、"地域力"、"社会力" は大きな動揺を抱えており、この点を踏まえれば、古い共 同体規制ではなく、互酬的な"共同体の原理"にもとづく 相互扶助的な共同体の再建が求められると指摘する。もち ろんこの課題には、アソシアーシオン論が連なる。綾町の ように伝統的農山村地域においては、これまで"温存"され てきた共同体が解体の危機に瀕していることから、その再 生・再構成を都市住民と共に再建する論理としてのコモン ズ論が重要となろう。もちろんそこにおいては、"人間と自 然の間の物質代謝"を軸に置く「新しいコミュニティ」の 構築が求められる。また、今年度ノーベル経済学賞を受賞 したインディアナ大学のエリノア・オストロムは、従来の 「コモンズの悲劇」の考え方から脱却し、コモンズは資源の 持続的な管理を可能とするものであることを指摘してい る14)。この理論に立脚すれば、コモンズ論が"新しい共同 体"を念頭においた資源循環を検討する上で、有効な手段 となりえる可能性を秘めていることは言うまでもない。

以上が、今日におけるコモンズ論の位置付けであるが、本研究において展開してきた地域資源循環レジームにおけるコモンズ論の展開としては、① 伝統的農山村における共同体論(地域資源循環レジーム+コモンズ・サポート・ネットワーク)、② 都市における共同体論(「新しいコミュニティ」を軸とする資源循環レジーム)、③ クロスボーダー・コーペレーション(「新しいコミュニティ」を軸とする広域な資源循環レジーム)が想定される¹⁵⁾。

(2) 互酬的な関係をベースとした地域資源循環システム の構築にむけて

現在、わが国は世界同時金融危機による不況にさらされ ており、この金融危機に対応すべく、政府は日本型グリー ン・ニューディール「緑の経済と社会の変革」を提言した。 そこでは、行政・企業・市民等の相互連携が欠かせず、地 域住民が生きがいを持ち、環境に配慮し、安心・安全・安 定した生活の持続可能性を追求するサスティナブル・コ ミュニティが求められる。また、地域の持続性を考えたと き、環境・地域社会・経済・地域文化などすべてのサス ティナビリティといった要素を総合的に発展させ、次の世 代へと引き継いでいくためのコミュニティにおける環境リ テラシー概念の創出が重要となる。綾町では、自然環境だ けでなく、産業や経済、生活を含めた包括的な環境リテラ シーが創出されている。今後、行政・企業・市民等の相互 連携による地域資源循環システムの構築が各地で益々要求 されていくことは明らかであり、西俣が指摘するよう、コ ミュニティ・コミュニケーション・ネットワークといった ソーシャル・キャピタルの整備が急務となろう。

謝辞:本稿は小川の 2009 年度第 118 回北海道農業経済学会例会個別報告 (2009 年 10 月 25 日,於:北海道大学)における成果の一部を踏まえたものである。なお、本稿の作成においては、宮崎県綾町有機農業振興係綾町有機農業開発センターの吉川直毅氏をはじめ、関係諸機関の方々にご協力を賜った。ここに記して感謝を申し上げる次第である。

注

- 1) 本研究が着目するのは、廃棄物の管理のあり方である。そもそも、人間は資源の搾取や廃棄物の排出を抑制しなければ存続して生きていくことができない、いわゆるマルクスが指摘したような"受苦的な存在"(マルクス『経済学・哲学草稿』、第三草稿)であるから、環境問題を改善していくためには、人間の行動をいかにコントロールしていくかが重要となる。その点ではレジーム分析が重要であり、環境問題の解決のためは、資源の搾取や廃棄物の排出を抑制するようなレジームを、いかに統治していくかかがキーポイントとなる。そこで、本研究では、「地域資源循環システム」ではなく、「地域資源循環レジーム」の統治に着目した。
- 2) 小川華奈「有機農業による地域活性化に関する考察―宮崎 県綾町の実践を事例として―」、『神戸大学農業経済』、第30 巻、神戸大学、1997年4月、p.68
- 3) **同上**, p. 60
- 4) 河本大地「有機農業の展開と農家の受容」,『人文地理』,第 57 巻第1号,人文地理学会,p.2
- 5) **同上**, p. 21
- 6) 松元直子・向井好美・納口るり子・福田勇助「地域ぐるみ 環境保全型農業の取り組みと多様な担い手の形成―宮崎県 綾町を事例として―」、『農業経済研究 別冊』『2002 年度日 本農業経済学会論文集』、日本農業経済学会、2002 年、p. 99
- 7) 寺内光宏「自然生態系農業の推進と地域資源循環システム 確立の成立条件」,『東京農業大学農学集報』,第 44 巻第 3 号, 1999 年 11 月, p. 179
- 8) **同上**, p. 179
- 9) **同上**, p. 179
- 10) 河本大地「有機農業の展開と農家の受容」、『人文地理』、第

- 57 **巻第**1 **号**,**人文地理学会**, p. 68
- 11) 松本安生「物質収支からみた有機物循環システムの成立条件一宮崎県綾町を事例として一」『神奈川大学人文学会誌』、 第 158 巻、神奈川大学、2006 年、p. 85
- 12) **同上**, p. 86
- 13) **同上**, p. 86
- 14) **詳しくは** Elinor Ostrom., 1990. Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action., Cambridge University Press を参照のこと。
- 15) ②, ③ については別稿を準備する予定である。

参考文献

- Elinor Ostrom., 1990. Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action., Cambridge University Press
- 2) 植田和弘『廃棄物とリサイクルの経済学』有斐閣, 1996年
- 3) 小川華奈「有機農業による地域活性化に関する考察―宮崎 県綾町の実践を事例として―」『神戸大学農業経済』、第30 巻、神戸大学、1997年
- 4) 寺内光宏「自然生態系農業の推進と地域資源循環システム 確立の成立条件」『東京農業大学農学集報』,第44巻第3 号,東京農業大学,1999年
- 5) ロデリック・F・ナッシュ (松野弘訳)『自然の権利―環境 倫理の文明史―』ちくま学芸文庫, 1999 年
- 6) 保志恂『現代農業問題論究』御茶の水書房, 2000年
- 7) 西俣先子「有機系廃棄物循環システムの比較研究―綾町・

- 白田町・長井市を事例として―」『国学院大学経済学研究』, 第 34 巻, 国学院大学大学院, 2002 年
- 8) 松元直子・向井好美・納口るり子・福田勇助「地域ぐるみ 環境保全型農業の取り組みと多様な担い手の形成―宮崎県 綾町を事例として―」農業経済研究 別冊『2002 年度日本 農業経済学会論文集』、日本農業経済学会、2002 年
- 9) 寄本勝美『リサイクル社会への道』岩波書店, 2003年
- 10) 吉田文和『循環型社会』中央公論新社, 2004年
- 11) 尾関周二, 亀山純生, 武田一博『環境思想キーワード』青木書店, 2005年
- 12) 黒瀧秀久「『共同体の基礎理論』の現代的位相」『大塚久雄 『共同体の基礎理論』を読み直す』日本経済評論社、2007年
- 13) 河本大地「有機農業の展開と農家の受容」『人文地理』,第 57 巻第1号、人文地理学会,2005年
- 14) 西俣先子「循環型システムの形成に関する宮崎県綾町の地域研究―つきあい・交流、信頼、社会参加の尺度構成についての検討―」『国学院経済学』、第53巻第3・4合併号、国学院大学経済学会、2005年
- 15) 柄谷行人『世界共和国へ』岩波書店, 2006年
- 16) 松本安生「物質収支からみた有機物循環システムの成立条件―宮崎県綾町を事例として―」『神奈川大学人文学会誌』, 第 158 巻、神奈川大学、2006 年
- 17) 島崎隆『エコマルクス主義』知泉書館, 2007年
- 18) 井上真『コモンズ論の挑戦 新たな資源管理を求めて』新曜社,2008年

The Governance of Local Resources Circulation Regime:

Analysis from the Standpoint of "Commons Theory"

By

Shigeyuki Ogawa* and Hidehisa Kurotaki**

(Received November 18, 2009/Accepted March 12, 2010)

Summary: This study is an analysis of social relationship as a means to sustainable society construction. I analyzed from the "commons theory" of formation factors of local resources circulation regime by community. In Japan, the government, companies, and civic cooperation are encouraged to construct the local resources circulation regime. In a preceding study, it was pointed out that the main formation factor of the local resources circulation regime is consensus formation. However, it is also important to focus on informal regulation, such as "custom" or "community". The principle of community is necessary for the governance of local resources circulation regime.

In this study, I focused on "the principle of community" in the consensus formation process between actors and discussed local resources circulation regime from the standpoint of "commons theory".

Key words: sustainable society, resources circulation, waste disposal, commons

^{*} Department of Bio-Industry, Graduate School of Bio-Industry, Tokyo University of Agriculture

^{**} Department of Business Science, Faculty of Bio-Industry, Tokyo University of Agriculture